

第四百七十七回国参議院法務委員会會議録第四号

平成十二年三月十六日(木曜日)
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 風間 相君
理事 北岡 秀二君
塩崎 恭久君
竹村 泰子君
魚住裕一郎君
平野 貞夫君

委員 阿部 正俊君
岡野 裕君
服部三男雄君
松田 岩夫君
吉川 芳男君
小川 敏夫君
角田 義一君
橋本 敦君
福島 瑞穂君
中村 敦夫君

國務大臣 法務大臣 白井日出男君
政務次官 法務政務次官 山本 有二君
事務局側 常任委員会専門員 加藤 一字君

本日の會議に付した案件
○商業登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(風間相君) ただいまから法務委員会を

開会いたします。
商業登記法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。白井法務大臣。

○國務大臣(白井日出男君) 商業登記法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、電子計算機により処理された情報を電気通信回線により伝達して行ない得る電子取引等を確実かつ円滑に行うことができるようにするため、登記官においてこれらの情報の作成者を確認する方法の証明を行う電子認証制度並びに公証人において電子計算機等を用いて電磁的記録の認証及び確定日付の付与の事務を行う電子公証制度を創設することの目的から、商業登記法、公証人法及び民法施行法の一部を改正しようとするものでありまして、その要点は次のとおりであります。

第一に、商業登記法の改正につきましては、登記所に印鑑を提出した法人代表者等については、その者が電磁的記録の作成者を示す措置を講じたことを確認するために必要な事項等を登記官が証明する制度を創設することとしております。

また、法務大臣の指定する登記所間においては、印鑑を提出した登記所以外の登記所に対しては、印鑑証明書の交付を請求することができることとしております。

第二に、公証人法の改正につきましては、公証人が電磁的記録について認証を行うとともに、認証を受けた電磁的記録を保存し、その内容に関する証明等を行う制度を創設することとしております。

第三に、民法施行法の改正につきましては、公

証人が電磁的記録について確定日付の付与を行うとともに、確定日付を付与した電磁的記録を保存し、その内容に関する証明等を行う制度を創設することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(風間相君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十時四分散会

三月十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、商業登記法等の一部を改正する法律案

商業登記法等の一部を改正する法律案
商業登記法等の一部を改正する法律案
(商業登記法の一部改正)

第一条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第百十三條の七」を「第百十三條の八」に改める。

第十二條の次に次の一条を加える。
(電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明)
第十二條の二 前条第一項に規定する者(以下この条において「印鑑提出者」という。)は、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは、この条に規定するところに

より次の事項(第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。)の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録することができる情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものとして法務省令で定めるものについて、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 この項及び第三項の規定により証明した事項について、第八項の規定による証明の請求をすることができる期間

2 前項の規定による証明の請求は、同項各号の事項を明らかにしてしなければならない。

3 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 第一項の規定により証明を請求する印鑑提出者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、第一項の登記所を経由してしなければならない。

6 第二項及び前項の指定は、告示してしなければならない。

7 第一項の規定により証明を請求した印鑑提

出者は、同項第二号の期間中において同項第一号の事項が当該印鑑提出者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に對し、第一項の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

8 何人でも、第五項本文の登記所に對し、次の事項の証明を請求することができる。

一 第一項及び第三項の規定により証明した事項の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）の有無

二 第一項第二号の期間の経過の有無

三 前項の届出の有無及び届出があつたときはその年月日

四 前三号に準ずる事項として法務省令で定めるもの

9 第一項及び第三項の規定による証明並びに前項の規定による証明及び証明の請求は、法務省令で定めるところにより、登記官が使用する電子計算機と請求をする者が使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法その他の方法によつて行うものとする。

第十三条中「前三条を」第十條から前条までに改める。

第一百十三條の七を第百十三條の八とする。

第一百十三條の六第七項中「前条第二項を」第百十三條の五第二項に改め、同条を第百十三條の七とする。

第一百十三條の五の次に次の一条を加える。

（印鑑証明書の交付等）

第百十三條の六 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所に提出された印鑑でこれに関する事務が電子情報処理組織によつて取り扱われているものの証明書の交付の請求は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においてもすることができ。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

（公証人法の一部改正）
第二条 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 公証人ハ当事者其ノ他ノ関係人ノ囑託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ権限ヲ有ス

一 法律行為其ノ他私權ニ関スル事實ニ付公正證書ヲ作成スルコト

二 私書證書ニ認証ヲ与フルコト

三 商法第六十七條及其ノ準用規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルコト

四 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ認証ヲ与フルコト但シ公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ与フル場合ニ限ル

第二条中「文書」の下に「又ハ電磁的記録」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条ノ二 本法及他ノ法令ニ依リ公証人ガ行フコトセラレタル電磁的記録ニ関スル事務ハ法務大臣ノ指定シタル公証人（以下指定公証人ト称ス）之ヲ取扱フ

前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第六章ノ規定ハ本法及他ノ法令ノ定ムルコトニ依リ指定公証人ガ行フ電磁的記録ニ関スル事務ニ付テハ之ヲ適用セズ

本法ニ規定スルモノノ外指定公証人ガ行フ電磁的記録ニ関スル事務ニ付テハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章中第六十二條ノ五の次に次の三条を加える。

第六十二條ノ六 指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フルニハ法務省令ノ定ムルコトニ依リ當事者其ノ面前ニ於テ囑託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付左ノ行為ヲ為シタル

ルトキ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス

一 囑託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ガ其ノ者ノ作成ニ係ルモノナルコトヲ示ス措置ニシテ当該情報ガ他ノ情報ニ改変セラレタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確實ニ示スコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ為シタルトキ

二 前号ニ規定スル措置ヲ為シタルコトヲ自認シタルトキ

指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ當事者其ノ面前ニ於テ囑託ニ係ル電磁的記録ノ内容ノ真実ナルコトヲ宣誓シタル上前項各号ノ行為ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ第五十八條ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ認証ノ囑託ハ法務省令ノ定ムルコトニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス

第二十六條及第二十九條乃至第三十一條ノ規定ハ第一項及第二項ノ規定ニ依リ電磁的記録ニ認証ヲ与フル場合ニ之ヲ準用ス

囑託ニ係ル電磁的記録ノ内容ガ虚偽ナルコトヲ知リテ第二項ノ宣誓ヲ為シタル者ハ十万円以下ノ過料ニ処ス

第六十二條ノ七 指定公証人ハ法務省令ノ定ムルコトニ依リ前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ認証ヲ受ケタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ保存ヲ請求スルコトヲ得

囑託人ハ前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ認証ヲ受ケタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ保存ヲ請求スルコトヲ得

囑託人、其ノ承継人又ハ電磁的記録ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ証明シタル者ハ左ノ証明又ハ情報ヲ提供ヲ請求スルコトヲ得

一 自己ノ保有スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト第一項ニ規定スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ナルコトニ関スル証明

二 第二項ノ規定ニ依リ保存セラレタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ヲ提供

前項第二号ノ情報ヲ提供ハ法務省令ノ定ムルコトニ依リ同号ノ電磁的記録ノ内容ヲ証スル書面ノ交付ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

前条第三項ノ規定ハ第二項及第三項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第六十二條ノ八 指定公証人前二條ノ規定ニ依リ認証ヲ与ヘ又ハ電磁的方式ニ依リ証明若ハ情報ヲ提供ヲ行フ場合ニ於テハ認証ヲ与フル電磁的記録ニ記録セラレタル情報及第六十二條ノ六ノ規定ニ依リ之ニ付セラレタル情報又ハ当該証明ヲ内容トスル情報若ハ提供スル情報ニ左ノ措置ヲ為スコトヲ要ス

一 電磁的記録ニ記録セラレタル情報ガ其ノ指定公証人ノ作成ニ係ルモノナルコトヲ示ス措置ニシテ当該情報ガ他ノ情報ニ改変セラレタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確實ニ示スコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ為スコト

二 指定公証人ガ前号ニ規定スル措置ヲ為シタルモノナルコトヲ確認スル為必要ナル事項ヲ証明スル情報ヲ電磁的方式ニ依リ付スルコト

前項第二号ノ情報ハ法務大臣ノ指定シタル法務局又ハ地方法務局ノ長之ヲ作ル

前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第七十七條に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ指定公証人ノ保存スル電磁的記録ニ之ヲ準用ス

（民法施行法の一部改正）
第三条 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

一 自己ノ保有スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト第一項ニ規定スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ナルコトニ関スル証明

二 第二項ノ規定ニ依リ保存セラレタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ヲ提供

前項第二号ノ情報ヲ提供ハ法務省令ノ定ムルコトニ依リ同号ノ電磁的記録ノ内容ヲ証スル書面ノ交付ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

前条第三項ノ規定ハ第二項及第三項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第六十二條ノ八 指定公証人前二條ノ規定ニ依リ認証ヲ与ヘ又ハ電磁的方式ニ依リ証明若ハ情報ヲ提供ヲ行フ場合ニ於テハ認証ヲ与フル電磁的記録ニ記録セラレタル情報及第六十二條ノ六ノ規定ニ依リ之ニ付セラレタル情報又ハ当該証明ヲ内容トスル情報若ハ提供スル情報ニ左ノ措置ヲ為スコトヲ要ス

一 電磁的記録ニ記録セラレタル情報ガ其ノ指定公証人ノ作成ニ係ルモノナルコトヲ示ス措置ニシテ当該情報ガ他ノ情報ニ改変セラレタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確實ニ示スコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ為スコト

二 指定公証人ガ前号ニ規定スル措置ヲ為シタルモノナルコトヲ確認スル為必要ナル事項ヲ証明スル情報ヲ電磁的方式ニ依リ付スルコト

前項第二号ノ情報ハ法務大臣ノ指定シタル法務局又ハ地方法務局ノ長之ヲ作ル

前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第七十七條に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ指定公証人ノ保存スル電磁的記録ニ之ヲ準用ス

（民法施行法の一部改正）
第三条 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

一 自己ノ保有スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト第一項ニ規定スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ナルコトニ関スル証明

二 第二項ノ規定ニ依リ保存セラレタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ヲ提供

前項第二号ノ情報ヲ提供ハ法務省令ノ定ムルコトニ依リ同号ノ電磁的記録ノ内容ヲ証スル書面ノ交付ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

前条第三項ノ規定ハ第二項及第三項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第六十二條ノ八 指定公証人前二條ノ規定ニ依リ認証ヲ与ヘ又ハ電磁的方式ニ依リ証明若ハ情報ヲ提供ヲ行フ場合ニ於テハ認証ヲ与フル電磁的記録ニ記録セラレタル情報及第六十二條ノ六ノ規定ニ依リ之ニ付セラレタル情報又ハ当該証明ヲ内容トスル情報若ハ提供スル情報ニ左ノ措置ヲ為スコトヲ要ス

一 電磁的記録ニ記録セラレタル情報ガ其ノ指定公証人ノ作成ニ係ルモノナルコトヲ示ス措置ニシテ当該情報ガ他ノ情報ニ改変セラレタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確實ニ示スコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ為スコト

二 指定公証人ガ前号ニ規定スル措置ヲ為シタルモノナルコトヲ確認スル為必要ナル事項ヲ証明スル情報ヲ電磁的方式ニ依リ付スルコト

前項第二号ノ情報ハ法務大臣ノ指定シタル法務局又ハ地方法務局ノ長之ヲ作ル

前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第五条に次の二項を加える。

指定公証人公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七条ノ二第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其他ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式(以下電磁的方式ト称ス)ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報以下日付情報ト称ス)ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

第七条を次のように改める。

第七条 公証人法第六十二条ノ七及ビ第六十二条ノ八ノ規定ハ指定公証人ガ第五条第二項ニ規定スル請求ニ因リ日付情報ヲ付スル場合ニ之ヲ準用ス

第四条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

本法ニ規定スルモノノ外第五条第二項ニ規定スル日付情報ヲ付スルコトニ関スル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條の六に改める。

第八条に次の一項を加える。

(国税徴収法の一部改正)

第一項ノ規定ハ第五条第二項ニ規定スル請求ヲ行フ者並ニ前条第一項ニ於テ準用スル公証人法第六十二条ノ七第二項及ビ第三項ノ規定ニ依リ請求ヲ行フ者ニ之ヲ準用ス

第五條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

附則

四 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)

(施行期日)

第七條 第一項(公証人法の規定の準用)において準用する公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第六十二条ノ七第四項(書面の交付による情報の提供)の規定により交付を受けた書面

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十五條 第三項中「(明治三十一年法律第十一号)」を削り、「確定日付」を「確定日付」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第二條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

平成十二年三月三十一日印刷

平成十二年四月三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局